

【設置規制区域の問い合わせ】

(令和4年3月31日改正)

①地域森林計画対象民有林 ②国有林 ③地すべり防止区域 ④急傾斜地崩壊危険区域 ⑤土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ⑥砂防指定地の指定状況は、太陽光発電施設を設置する場所に応じ、各林務環境事務所、建設事務所、農務事務所等に問い合わせ、確認する必要があります。なお、③地すべり防止区域は、区域を指定する主務大臣により地すべり等防止法を所管する省庁が、国土交通省、農林水産省、林野庁と分かれていますので留意してください。

区域確認をする際には、以下の書類が必要になります。確認する区域によって必要となる書類が異なるため、留意してください。

また、各区域は追加指定が行われる可能性があるため、適宜確認を行うなど、その情報に注意する必要があります。

【区域確認時に必要となる書類等】

区域	必要書類
①-1 地域森林計画対象民有林	地番、位置図、登記簿、公図
①-2 地域森林計画対象民有林であった区域	地番、位置図（登記簿、公図の提出を求める場合があります）
②国有林	地番、位置図
③地すべり防止区域（国土交通省所管） ④急傾斜地崩壊危険区域 ⑤土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ⑥砂防指定地	地番、位置図（航空写真不可）、 計画平面図（登記簿、公図の提出 を求める場合があります）
③地すべり防止区域（林野庁所管）	地番、位置図（登記簿、公図の提出 を求める場合があります）
③地すべり防止区域（農林水産省所管）	地番、位置図（登記簿、公図の提出 を求める場合があります）

※位置図は、複製可能な住宅地図、もしくは、インターネット配信地図に位置を示したものをご用意ください。

※地番が複数ある場合は、該当する全ての地番を確認する必要があります。

※登記簿は、全部事項証明を用意してください。また、登記簿と公図は写しでも構いません。

※詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(R4.3月現在)

区域	問い合わせ先
<p>①-1 地域森林計画対象民有林 ※既存施設については、①-2をご確認ください。</p>	<p>中北林務環境事務所 ①森づくり推進課 (0551-23-3088) (甲府市、甲斐市、中央市、南アルプス市、韮崎市、北杜市) ※昭和町は、地域森林計画対象民有林の区域指定はありません。</p>
<p>③地すべり防止区域 (林野庁所管)</p>	<p>③地すべり防止区域(林野庁所管)の区域指定はありません。</p>
	<p>峡東林務環境事務所 ①森づくり推進課 (0553-20-2721) (山梨市、笛吹市、甲州市)</p> <p>③地すべり防止区域(林野庁所管)の区域指定はありません。</p>
	<p>峡南林務環境事務所 ①森づくり推進課 (055-240-4167) (市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町)</p> <p>③治山林道課 (055-240-4147) (市川三郷町、身延町、南部町) ※上記の町以外の区域指定はありません。</p>
	<p>富士・東部林務環境事務所 ①森づくり推進課 (0554-45-7812) (富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)</p> <p>③治山林道課 (0554-45-7818) (大月市、上野原市) ※上記の市以外の区域指定はありません。</p>

(R4.3月現在)

区域	問い合わせ先
①-2 条例規則第 2 条で定める区域（地域森林計画対象民有林であった区域）	環境・エネルギー政策課 地域エネルギー推進担当 (055-223-1503) (昭和町を除く全市町村) ※既存施設の区域確認は、環境・エネルギー政策課まで問い合わせください。
②国有林 (官公造林地を含む) ※R4.3月現在、国有林の区域に設置されている既存施設はありません。	山梨森林管理事務所 (055-253-1336) (甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町)
③地すべり防止区域 (国土交通省所管)	中北建設事務所 河川砂防管理課 (055-224-1664) (甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町)
④急傾斜地崩壊危険区域	中北建設事務所 峡北支所 河川砂防管理課 (0551-23-3062) (韮崎市、北杜市)
⑤土砂災害警戒区域/土砂災害特別警戒区域	峡東建設事務所 河川砂防管理課 (0553-20-2712) (山梨市、笛吹市、甲州市)
⑥砂防指定地	峡南建設事務所 河川砂防管理課 (055-240-4122) (市川三郷町、身延町(旧下部、旧中富)、富士川町)
	峡南建設事務所 身延支所 河川砂防管理課 (0556-62-9062) (早川町、身延町(旧身延)、南部町、南アルプス市の一部)
	富士・東部建設事務所 河川砂防管理課 (0554-22-7819) (都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村)
	富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課 (0555-24-9045) (富士吉田市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町)

(R4.3月現在)

区域	問い合わせ先
③地すべり防止区域 (農林水産省所管)	中北農務事務所 地域農政課 (0551-23-3078) (甲府市) ※上記の市以外の区域指定はありません。
	峡東農務事務所 地域農政課 ※地すべり防止区域(農林水産省所管)の区域指定はありません。
	峡南農務事務所 地域農政課 (055-240-4113) (市川三郷町、身延町、南部町) ※上記の町以外の区域指定はありません。
	富士・東部農務事務所 地域農政課 ※地すべり防止区域(農林水産省所管)の区域指定はありません。

注 表において、「既存施設」とは以下を指します。

10kW 以上の場合、令和3年10月1日前に設置の工事に着手した施設

10kW 未満の場合、令和4年4月1日前に設置の工事に着手した施設